

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則
  - 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則
  - 建築士法施行細則の一部を改正する規則
  - 岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）
- 【告示】
- 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正
  - 旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定の一部改正
  - 一般旅券の発給において人道上の配慮を必要とする場合の指定の一部改正
  - 岡山県流域下水道条例に基づく措置等の指定の一部改正
  - 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例に基づき知事が定める区域の一部改正

税務課

技術管理課

建築指導課

会計課

国際課

〃

〃

都市計画課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

- 岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱の一部改正  
（以上県例規集登載）

（以上県例規集登載）

- 令和七年度県統計調査の実施
- 介護老人保健施設の廃止
- 家畜検査の実施
- 豚熱予防注射の実施
- 海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定
- 保安林の解除予定
- 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定
- 海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定
- 海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定
- 港湾法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定
- 海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定

会計課

統計分析課

指導監査課

畜産課

〃

耕地課

治山課

水産課

〃

道路整備課

〃

河川課

〃

〃

〃

港湾課

〃

〃

〃

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営住宅の指定管理者の指定</li> <li>【公告】</li> <li>○ 家畜伝染病の発生</li> <li>○ 公共測定の終了</li> <li>○ ”</li> <li>○ ”</li> <li>○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了</li> <li>○ ”</li> <li>○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了</li> <li>【議会】</li> <li>○ 岡山県議会会議規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県議会傍聴規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県議会委員会モニターテレビ視聴要綱の一部改正</li> <li>(以上県例規集登載)</li> <li>【公安委員会】</li> <li>○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>(県例規集登載)</li> </ul>	<p style="text-align: center;">目次</p>
<p style="text-align: center;">地域課</p> <p style="text-align: center;">政務調査室</p> <p style="text-align: center;">総務課</p> <p style="text-align: center;">議事課</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">建築指導課</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">畜産課</p> <p style="text-align: center;">監理課</p> <p style="text-align: center;">住宅課</p>	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>
	<p style="text-align: center;">目次</p>
	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>

◎岡山県規則第九号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七第二項中「及び当該」を「又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（次項並びに第二十九条の八第二項及び第三項において「免許情報記録個人番号カード」という。）及び当該」に、「同条第一項」を「第二十七条の四第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された道路交通法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第二十九条の八第二項中「運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、第二十七条の七第三項の規定を準用する。

第三十条第一項の表八の項中「第二十七条の七第三項及び第二十九条の八第三項」を「第二十七条の七第四項及び第二十九条の八第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

◎岡山県規則第十号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「。次項において「特例政令」という。」を削り、同条第三項中「（一連の調達契約（特例政令第二条第六号に規定する一連の調達契約をいう。第四号において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る工事については十四日）」を削り、同項第四号中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る工事については、二十四日）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に行われた地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第二条第六号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る工事の公告については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第十一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十二号

岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則  
岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岡山県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「（二連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を規定した場合に限り、二十四日前）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に行われた地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第二条第六号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る公告、公示又は通知については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百十五号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表県民生活部の部国際課の項3中

3 □	を
2 □	に改める。

附則

この告示は、令和七年三月二十四日から施行する。

◎岡山県告示第百十六号

旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定（平成十八年岡山県告示第四百四十三号）の一部を次のように改正し、令和七年三月二十四日から施行する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本則第一号イ中「二親等」を「概ね三親等」に、「に限る」を「とする」に改め、同号ハを削る。



◎岡山県告示第百十七号

一般旅券の発給において人道上の配慮を必要とする場合の指定（平成二十八年岡山県告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、令和七年三月二十四日から施行する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

本則第一号中「二親等」を「概ね三親等」に、「に限る」を「とする」に改め、本則第三号を削る。

◎岡山県告示第百十八号

岡山県流域下水道条例に基づく措置等の指定（平成二十四年岡山県告示第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一の一(2)中「の全て」を削り、同(2)イを次のように改める。

イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項に規定する  
基準

第一の二中「第四条の二第二項」を「第四条の三第二項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百十九号

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例に基づき知事が定める区域（令和三年岡山県告示第六百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一号の表総社市の項中「北溝手並びに」を削り、「上原」の下に「北溝手」を、「宿」の下に「新本」を加え、同表赤磐市の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一号の規定は、この告示の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十二年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた法第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請及び当該申請（同項の規定による許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百二十号

岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱（平成八年岡山県告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十一号

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県毎月流動人口調査

- 1 県統計調査の目的  
県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めるとする事項  
転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）
- (2) その基準となる期日又は期間  
毎月

4 報告を求めるとする者

県内全市町村長

5 報告を求めるとするに用いる方法  
オンライン調査

6 報告を求めるとする期間  
毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めるとする事項  
生産、出荷及び在庫の数量
- (2) その基準となる期日又は期間  
毎月末日

4 報告を求めるとする者

2の事業所のうち約四十五事業所

5 報告を求めるとするに用いる方法

郵送調査

6 報告を求めるとする期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査

1 県統計調査の目的

県内の民間事業所における男性育休の取得状況、取得に当たった課題、事業所が女性活躍を推進する上での課題、これらの課題の解決に向けた支援ニーズ等を把握し、更なる女性活躍・少子化対策事業の企画立案をするための基礎資料とすることを目的とする。

2 県統計調査の対象の範囲  
岡山県全域

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

企業規模等の事業所に関する事項、事業所における育児休業取得の現状等及び女性活躍推進に関する事項

(2) その基準となる期日又は期間

調査実施年度の前年度の一年間

4 報告を求めるとする者

常用労働者数五人以上二十九人以下の事業所のうち二千事業所及び常用労働者三十人以上の事業所のうち二千事業所

5 報告を求めるとするに用いる方法

郵送調査

6 報告を求めるとする期間

一年

7 実施部課名

県民生活部人権・男女共同参画課

四 産業廃棄物実態調査

1 県統計調査の目的

令和八年度に第六次岡山県産業廃棄物処理計画を策定するための基礎資料として、県内事業所を対象に産業廃棄物の排出及び処理状況の実態を把握する。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 地域的範囲

岡山県全域

(2) 属性的範囲

県内事業所のうち産業廃棄物が比較的多量に発生する事業所

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

産業廃棄物の排出及び処理状況

(2) その基準となる期日又は期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

4 報告を求めるとする者

約五千事業所

5 報告を求めるとするに用いる方法

郵送調査

6 報告を求めるとする期間

五年

7 実施部課名

環境文化部循環型社会推進課

五 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、暦年比較及び傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所的主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めるとする事項

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、居住地、性別、年齢、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光にきたきつかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

ア 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと

イ 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度

4 報告を求めるとする者

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約八千人

5 報告を求めるとするに用いる方法

(1) 2 (1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びフアクシミリ調査

(2) 2 (2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査

6 報告を求めるとする期間

毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

六 県内企業等の外国人材等雇用実態調査

1 県統計調査の目的

県内企業等における外国人材等の雇用実態を把握し、今後の労働行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 地域的範囲

岡山県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類における大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、従業員数が十五人以上の民間事業所

3 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めめる事項  
事業所に関する事項、外国人材を雇用している事業所の状況、外国人材を雇用しない、又はできていない事業所の状況及び行政による外国人支援等に関する施策の認知状況
- (2) その基準となる期日又は期間  
令和七年五月一日
- 4 報告を求めめる者  
五千事業所
- 5 報告を求めめるために用いる方法  
郵送調査及びオンライン調査
- 6 報告を求めめる期間  
一回限り
- 7 実施部課名  
産業労働部労働雇用政策課
- 七 大学等新卒者の人材還流や定着につながる就職支援について、有効な対策を講じるための現状把握の一環として実施する。
  - 1 県統計調査の目的  
大学等新卒者の人材還流や定着につながる就職支援について、有効な対策を講じるための現状把握の一環として実施する。
  - 2 県統計調査の対象の範囲  
県外の大学並びに県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び職業能力開発大学院
  - 3 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間
    - (1) 報告を求めめる事項  
在籍学生数、前年度卒業業者数、前年度卒業業者のうち就職者数、前年度卒業業者のうち岡山県内就職者数（いずれの項目も男女別。全体と県内出身者のそれぞれについて回答。在籍学生数については県外の大学のみにおいて把握）
    - (2) その基準となる期日又は期間  
調査票記入日現在（ただし、前年度卒業業者は、前年度一年間の実績）
  - 4 報告を求めめる者  
県外の大学のうち平成二十九年度に県内高校を対象に実施した大学進学先調査において、進学者の多かった上位約二百五十校並びに県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校全数及び職業能力開発大学院全数
  - 5 報告を求めめるために用いる方法  
オンライン調査
  - 6 報告を求めめる期間  
一年
  - 7 実施部課名  
産業労働部労働雇用政策課



◎岡山県告示第百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設 くじば苑

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇二番地一五

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人緑十字会

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇二番地一四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月十一日

四 介護保険事業所番号

三三五〇五八〇〇四三

五 サービスの種類

介護老人保健施設

◎岡山県告示第百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ヨーネ病検査

- 1 実施の目的  
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、令和六年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和七年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの
- 4 実施の期日  
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）
- 5 検査の方法  
省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ症検査

- 1 実施の目的  
牛のブルセラ症の発生を予防するため
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日  
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法  
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する検査の方法

三 結核検査

- 1 実施の目的  
牛の結核の発生を予防するため
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日

5 実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日  
検査の方法  
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に規定する検査の

方法

四 腐蛆病検査

1 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため  
2 実施する区域  
県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日  
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法  
肉眼検査

五 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的  
伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域  
県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山

羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

六 アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和六年十一月から令和七年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則として令和七年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法

血清学的検査（中和試験）

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん
- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

八 牛ウイルス性下痢検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

九 豚熱検査

1 実施の目的

豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

十 アフリカ豚熱検査

1 実施の目的

アフリカ豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

◎岡山県告示第百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚熱の発生を予防するための注射を受けるよう命ずる。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 実施の目的  
豚熱の発生を予防するため
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのししで、その所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日  
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 五 注射の方法  
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

◎岡山県告示第百二十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条の二第一項各号列記以外の部分の規定により海岸保全区域のうち、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて指定する区域を、同項第三号の規定により当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

次の表の上欄に掲げる海岸保全区域について、同表の下欄に掲げる告示により指定された区域のうち公共海岸に該当する区域とする。

海岸保全区域	告示番号
伊里海岸	昭和三十六年岡山県告示第百四十号
岡山県岡山沿岸久々井海岸久々井地区海岸保全区域	平成二十七年岡山県告示第百十九号
鶴海海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
扇海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
間口海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
知尾海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
前島福浜海岸	昭和三十八年岡山県告示第六百三十二号
松ヶ峠西海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
小馬東海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
小馬西海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸岡山海岸田坪地区海岸保全区域	平成六年岡山県告示第五百五十三号
大浦鼻海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
出走海岸	昭和三十六年岡山県告示第六百三十九号
鋏ヶ浜東海岸	昭和四十七年岡山県告示第三百九十三号
鋏ヶ浜中海岸	昭和四十七年岡山県告示第三百九十三号

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

欽ヶ浜西海岸	昭和四十七年岡山県告示第三百九十三号
岡山県岡山沿岸岡山海岸郡福島地区海岸保全区域	平成六年岡山県告示第五百五十一号
児島第三・五区海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
児島第六区海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
児島第七区海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸松尾海岸松尾地区海岸保全区域	平成二十七年岡山県告示第一百十九号
小串端海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
弁天島海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
大入海岸	昭和四十七年岡山県告示第三百九十三号
吉浦海岸	昭和四十七年岡山県告示第三百九十三号
東児海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
沼海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸大島海岸大島地区海岸保全区域	平成二十七年岡山県告示第一百十九号
岡山県岡山沿岸カブト・拓海海岸カブト・拓海地区海岸保全区域	平成二十七年岡山県告示第二百四十号
岡山県岡山沿岸笠岡海岸寺間地区海岸保全区域	平成十三年岡山県告示第三百号
浅王海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸白石南海岸	平成十九年岡山県告示第五百八十三号
岡山県岡山沿岸白石島田の浦地区海岸保全区域	昭和五十九年岡山県告示第七百八十四号

二 物件

船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

◎岡山県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所  
津山市加茂町倉見字天狗岩六六四の一五、字根知ヶ谷六六九の一三
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅



令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

◎岡山県告示第百二十七号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

漁港名	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
頭島漁港	昭和五十五年農林水産省告示第七十一号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	一 船舶及び船舶の係留の用に供する工作物 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車、同条第三項に規定する原動機付自転車、同条第四項に規定する軽車両及び同条第八項に規定する使用済自動車並びにこれらの部品 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条に規定する廃棄物
大多府漁港	昭和二十七年農林省告示第五百十七号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	
西脇漁港	昭和二十七年農林省告示第三百四十四号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	
呼松漁港	昭和二十七年農林省告示第三百四十四号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	
穂浪漁港	昭和二十七年農林省告示第三百四十四号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	
虫明漁港	昭和四十九年農林省告示第八百十三号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	
朝日漁港	昭和五十四年農林水産省告示第八百五号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域	
久久井漁港	昭和二十七年農林省告示第五百十七号	

	大島漁港	下津井漁港	沙美漁港	寄島漁港	白石島漁港
<p>で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域</p>	<p>昭和二十七年農林省告示第三百四十四号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域</p>	<p>平成三年農林水産省告示第千三百六十一号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域</p>	<p>昭和五十七年農林水産省告示第千六百八号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域</p>	<p>昭和二十六年農林省告示第二百九十九号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域</p>	<p>平成三年農林水産省告示第四百四十号で告示した漁港の区域のうち、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき漁港管理者が管理する水域及び陸域</p>

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

◎岡山県告示第百二十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条の二第一項各号列記以外の部分の規定により海岸保全区域のうち、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて指定する区域を、同項第三号の規定により当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

次の表の上欄に掲げる海岸保全区域について、同表の下欄に掲げる告示により指定された区域のうち公共海岸に該当する区域とする。

海岸保全区域	告示番号
岡山県岡山沿岸頭島漁港海岸	昭和五十年岡山県告示第四百六十号
岡山県岡山沿岸大多府漁港海岸	昭和五十年岡山県告示第百十六号
岡山県岡山沿岸西脇漁港海岸	昭和五十一年岡山県告示第三百三十六号
岡山県岡山沿岸呼松漁港海岸	昭和四十年岡山県告示第六百四十一号
岡山県岡山沿岸穂浪漁港海岸井田地区海岸保全区域	昭和四十年岡山県告示第六百四十一号
岡山県岡山沿岸穂浪漁港海岸灘地区海岸保全区域	昭和四十年岡山県告示第六百四十三号
岡山県岡山沿岸虫明漁港海岸（虫明地区）海岸保全区域	平成九年岡山県告示第七百二十四号
岡山県岡山沿岸虫明漁港海岸（瀬溝地区）海岸保全区域	平成九年岡山県告示第七百二十四号
岡山県岡山沿岸朝日漁港海岸子父雁地区海岸	令和五年岡山県告示第百十六号
岡山県岡山沿岸朝日漁港海岸宝伝地区海岸	令和五年岡山県告示第百十六号
岡山県岡山沿岸久井漁港海岸海岸保全区域	平成八年岡山県告示第三百五十号
岡山県岡山沿岸大島漁港海岸	平成十九年岡山県告示第二百四十九号

岡山県岡山沿岸下津井漁港海岸田之浦地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百八号
岡山県岡山沿岸下津井漁港海岸吹上地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百八号
岡山県岡山沿岸沙美漁港海岸	平成二十三年岡山県告示第一百十三号
岡山県岡山沿岸寄島漁港海岸海岸保全区域	平成二十五年岡山県告示第七十五号
岡山県岡山沿岸白石島漁港海岸西ノ浦地区海岸保全区域	平成七年岡山県告示第四百四十一号
岡山県岡山沿岸白石島漁港水場地区海岸	昭和五十五年岡山県告示第二百八十三号

二 物件

- 1 船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
- 2 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車、同条第三項に規定する原動機付自転車、同条第四項に規定する軽車両及び同条第八項に規定する使用済自動車並びにこれらの部品
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条に規定する廃棄物

◎岡山県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 智頭勝田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市余野字清後八二番一地从先から 美作市余野字坂平二番一地从先まで	新	九・八 二一・三	五一四・五
美作市余野字清後八二番一地从先から 美作市余野字坂平二番一地从先まで	旧	八・〇 二一・三	五一四・五

◎岡山県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	智頭勝田線	美作市余野字清後八二番一地从先から美作市余野字坂平二番一地向先まで	令和七年三月二十一日

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

◎岡山県告示第百三十一号

河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の四第一項第二号イの規定により、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
一級河川吉井川水系	千町川	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの 船舶及び船舶の係留の用に供する工作物
一級河川吉井川水系	千町川派川	
一級河川吉井川水系	千田川	
一級河川旭川水系	庄内川	
一級河川旭川水系	砂川	
二級河川里見川水系	里見川	
二級河川里見川水系	道口川	
二級河川倉敷川水系	倉敷川	
二級河川倉敷川水系	妹尾川	
二級河川倉敷川水系	丙川	
二級河川倉敷川水系	郷内川	
二級河川倉敷川水系	六間川	
二級河川倉敷川水系	吉岡川	
二級河川笹ヶ瀬川水系	笹ヶ瀬川	
二級河川笹ヶ瀬川水系	足守川	
二級河川砂川水系	砂川	
二級河川下村川水系	下村川	





◎岡山県告示第三百三十二号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第八条の二第一項各号列記以外の部分の規定により海岸保全区域のうち、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて指定する区域を、同項第三号の規定により当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

次に掲げる海岸保全区域のうち公共海岸に該当する区域とする。

- 1 昭和四十三年岡山県告示第九十九号で海岸保全区域として指定した鹿久居大浜海岸、鹿久居ケンジ海岸、鶴島西海岸、頭島外輪海岸、頭島北浦海岸、鴻島亀浦海岸、鴻島舟隠海岸、伝吉田海岸、鴻島日後海岸、鴻島桃の木海岸、立花海岸、木島海岸、前泊海岸、鈴井海岸、白馬海岸、筵江海岸、前島矢浦海岸、前島南海岸、前島荒崎海岸、黄島西海岸、鹿忍池浦海岸、犬島東海岸、犬島南海岸、犬島西海岸、柿原海岸、三幡九幡海岸、北浦海岸、飽浦海岸、宮浦海岸、宮浦西原海岸、後閑海岸、沼海岸、ハナンド崎海岸、池畑海岸、田井海岸、唐琴海岸、赤崎海岸、釜島海岸、六口島海岸、六口島西海岸、白石島東海岸、布越北海岸、豊浦東海岸、千の浜海岸、金風呂西海岸、北木島東海岸、真鍋島西海岸、真鍋島南海岸、天神海岸、大浦海岸、大飛島佐場海岸及び布浜海岸

- 2 昭和四十五年岡山県告示第九百八十二号で海岸保全区域として指定した越島海岸
- 3 昭和五十五年岡山県告示第四百八十一号で海岸保全区域として指定した丸岩海岸
- 4 昭和五十七年岡山県告示第六百七十二号で海岸保全区域として指定した敷井海岸
- 5 昭和五十八年岡山県告示第五十五号で海岸保全区域として指定した大飛島北海岸、白石島西海岸及び高島西海岸
- 6 昭和五十九年岡山県告示第九百九十二号で海岸保全区域として指定した大島海岸
- 7 昭和六十三年岡山県告示第三百十五号で海岸保全区域として指定した寄島海岸
- 8 平成三年岡山県告示第二百八十八号で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸木生海岸保全区域
- 9 平成八年岡山県告示第三十五号で海岸保全区域として指定した長島日出南海岸
- 10 平成八年岡山県告示第六百四十六号で海岸保全区域として指定した瀬溝南海岸
- 11 平成九年岡山県告示第六百八十八号で海岸保全区域として指定した長島日出北海岸及び長島内白間海岸
- 12 平成二十四年岡山県告示第二百一号で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸洪川海岸保全区域
- 13 平成二十七年岡山県告示第七百七十九号で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸金浦海岸保全区域
- 14 平成二十九年岡山県告示第四百七十二号で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸後閑西海岸保全区域
- 15 令和三年岡山県告示第三百九十六号で海岸保全区域として指定した岡山県岡山沿岸唐琴西海岸保全区域

二 放置等を禁止する物件

船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

◎岡山県告示第百三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 港湾名

水島港、宇野港、岡山港、東備港、牛窓港、山田港、児島港、下津井港、笠岡港及び北木島港

二 放置等を禁止する区域

港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区（港湾管理者が管理するものに限る。）

三 放置等を禁止する物件

船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

◎岡山県告示第百三十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条の二第一項各号列記以外の部分の規定により海岸保全区域のうち、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて指定する区域を、同項第三号の規定により当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

次の表の上欄に掲げる海岸保全区域について、同表の下欄に掲げる告示により指定された区域のうち公共海岸に該当する区域とする。

海岸保全区域	告示番号
岡山県岡山沿岸水島港海岸南浦地区海岸保全区域	平成二十九年岡山県告示第百七十六号
岡山県岡山沿岸水島港海岸岩谷地区海岸保全区域	昭和四十一年岡山県告示第三百九十四号
岡山県岡山沿岸水島港海岸沙美地区海岸保全区域	昭和五十七年岡山県告示第四百四十二号
岡山県岡山沿岸勇崎宝亀海岸	昭和四十六年岡山県告示第百八十九号
岡山県岡山沿岸勇崎・宝亀地区海岸	平成十七年岡山県告示第五百六十四号
岡山県岡山沿岸水島港海岸柏島地区海岸保全区域	昭和五十六年岡山県告示第三百一号及び平成五年岡山県告示第七百八十一号
岡山県岡山沿岸水島港海岸渡里地区海岸保全区域	昭和五十六年岡山県告示第三十五号
乙島海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸水島港海岸南畝地区海岸保全区域	昭和五十五年岡山県告示第八百六十三号及び平成二十一年岡山県告示第二百五十六号
岡山県岡山沿岸水島港海岸高室地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百六号
岡山県岡山沿岸水島港海岸大室地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百六号

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

岡山県岡山沿岸岡山港海岸西浦幸島地区海岸保全区域	昭和六十一年岡山県告示第百二十二号
北浦幸島海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸岡山港海岸北浦幸島地区海岸保全区域	平成十九年岡山県告示第五百三十五号
立川海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸岡山港海岸立川地区海岸保全区域	平成二十一年岡山県告示第二百六十六号
岡山県岡山沿岸岡山港海岸西小串地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百六号
岡山県岡山沿岸岡山港海岸小串地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第五百六十一号
岡山県岡山沿岸岡山港海岸西米崎地区海岸保全区域	昭和三十八年岡山県告示第八百七十号
岡山県岡山沿岸岡山港海岸東米崎地区海岸保全区域	昭和五十四年岡山県告示第四百七十七号
相引番田海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸宇野港海岸高辺地区海岸保全区域	昭和四十七年岡山県告示第七百四十五号
岡山県宇野港海岸高辺地区海岸保全区域	平成二十年岡山県告示第四百四十一号
岡山県岡山沿岸宇野港海岸宇野地区海岸保全区域	昭和四十五年岡山県告示第四百九十四号
岡山県宇野港海岸宇野地区海岸保全区域	平成十七年岡山県告示第五百六十三号及 ひ平成十八年岡山県告示第七十一号
岡山県岡山沿岸宇野港海岸玉地区海岸保全区域	昭和五十五年岡山県告示第千二十七号
向日比海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸宇野港海岸向日比地区海岸保全区域	平成十二年岡山県告示第六百二十七号

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

岡山県岡山沿岸牛窓港海岸松ヶ岬地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第八百十六号
岡山県岡山沿岸牛窓港海岸鹿忍地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第三百九十三号
岡山県岡山沿岸牛窓港海岸船戸地区海岸保全区域	平成十四年岡山県告示第七十六号
黒島海岸	昭和三十九年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸牛窓港海岸前島西地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第八百十六号
岡山県岡山沿岸牛窓港海岸紺浦地区海岸保全区域	令和二年岡山県告示第二百一十一号
岡山県岡山沿岸牛窓港海岸東町地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第八百五十号及び平成九年岡山県告示第一百七十七号
宿井海岸	昭和三十九年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸東備港海岸坂田地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第八百七十九号
東備港鶴海地区海岸保全区域	平成四年岡山県告示第四百一十一号
岡山県岡山沿岸東備港海岸鶴海地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第五百三十六号及び昭和三十九年岡山県告示第四百一十四号
岡山県岡山沿岸東備港海岸片上地区海岸保全区域	平成二十五年岡山県告示第五百三十三号
岡山県岡山沿岸東備港海岸日生地地区海岸保全区域	平成二十八年岡山県告示第二号
岡山県岡山沿岸宇野港海岸日比地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第七百七十九号及び平成十二年岡山県告示第六百二十七号
日比海岸	昭和三十九年岡山県告示第九十九号

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

岡山県岡山沿岸山田港海岸東浜地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第四百四十六号
岡山県岡山沿岸山田港海岸胸上地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百六号
岡山県岡山沿岸山田港海岸山田地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百九号
岡山県岡山沿岸山田港海岸ごう頭地区海岸保全区域	昭和五十七年岡山県告示第千四十四号
岡山県岡山沿岸児島港海岸児島地区海岸保全区域	平成二十二年岡山県告示第三百九十九号
岡山県岡山沿岸児島港海岸元浜地区海岸保全区域	昭和六十一年岡山県告示第百十三号
浜の宮海岸	昭和三十五年岡山県告示第九百九十三号
岡山県岡山沿岸児島港海岸萱刈地区海岸保全区域	昭和三十九年岡山県告示第九百八号
岡山県岡山沿岸児島港海岸下の町地区海岸保全区域	昭和五十六年岡山県告示第三百一号
岡山県岡山沿岸児島港海岸琴浦海岸保全区域	昭和五十年岡山県告示第二百四十五号
琴浦海岸	昭和四十三年岡山県告示第九十九号
岡山県岡山沿岸児島港海岸琴浦海岸地区海岸保全区域	平成十年岡山県告示第百八十九号
岡山県岡山沿岸児島港海岸田の口地区海岸保全区域	昭和五十五年岡山県告示第八百五十一号
岡山県岡山沿岸児島港海岸唐琴地区海岸保全区域	昭和五十六年岡山県告示第三百一号及び平成二十七年岡山県告示第三百二十号
岡山県岡山沿岸下津井港海岸下津井地区海岸保全区域	昭和五十年岡山県告示第二百四十四号及び平成二十四年岡山県告示第五百二十三号
岡山県岡山沿岸笠岡港海岸寺間地区海岸保全区域	平成七年岡山県告示第三百三号、平成十一年岡山県告示第六百九号及び平成十九

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

																				年岡山県告示第五百七十九号
																				昭和三十九年岡山県告示第九百六号
																				昭和四十七年岡山県告示第三百九十三号
																				平成二十年岡山県告示第七十九号
																				昭和六十三年岡山県告示第七百五十号及 び平成四年岡山県告示第六十八号
																				昭和五十四年岡山県告示第五百八十二号
																				平成十九年岡山県告示第六十二号
																				平成二十九年岡山県告示第五十六号
																				令和六年岡山県告示第四百八十号
																				平成十七年岡山県告示第五百四十一号及 び平成十八年岡山県告示第四百五十六号
																				平成十八年岡山県告示第四百五十五号
																				昭和三十九年岡山県告示第九百八号
																				令和六年岡山県告示第三十六号
																				昭和三十九年岡山県告示第九百八号

二  
物件  
船舶及び船舶の係留の用に供する工作物

# 令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

## ◎岡山県告示第百三十五号

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）第七十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。なお、県営住宅の指定管理者の指定（令和三年岡山県告示第六百四十号）は、廃止する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 県営住宅原尾島団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市中区原尾島二丁目

県営住宅原尾島団地

#### 2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

#### 3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

### 二 県営住宅光ヶ丘団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市中区湊四五一番地

県営住宅光ヶ丘団地

#### 2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

#### 3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

### 三 県営住宅東岡山団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市中区長岡

県営住宅東岡山団地

#### 2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

#### 3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

### 四 県営住宅西大寺団地

#### 1 管理を行わせる施設

岡山市東区可知

県営住宅西大寺団地

#### 2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

#### 3 指定の期間



令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

五 県営住宅芳賀佐山団地  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

1 管理を行わせる施設  
岡山市北区芳賀

2 県営住宅芳賀佐山団地  
指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英  
3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

六 県営住宅うらす団地  
1 管理を行わせる施設

岡山市南区浦安本町九四番地の一四  
県営住宅うらす団地

2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

七 県営住宅築港団地

1 管理を行わせる施設

玉野市築港二丁目二五番  
県営住宅築港団地

2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

八 県営住宅玉大池団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目一五番  
県営住宅玉大池団地

2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

九 県営住宅玉原団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目八番ほか  
県営住宅玉原団地

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十 県営住宅伊部団地  
1 管理を行わせる施設  
備前市伊部九〇番地  
県営住宅伊部団地  
指定管理者となる団体  
2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英  
3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十一 県営住宅山陽団地  
1 管理を行わせる施設  
赤磐市山陽  
県営住宅山陽団地  
指定管理者となる団体  
2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英  
3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十二 県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）  
1 管理を行わせる施設  
和気郡和気町泉二五〇番地  
県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）  
指定管理者となる団体  
2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英  
3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十三 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）  
1 管理を行わせる施設  
和気郡和気町泉二五〇番地  
県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）  
指定管理者となる団体  
2 和気郡和気町尺所五五五番地  
和気町  
和気町長 草加 信義  
3 指定の期間

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

- 十四  
1 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで  
県営住宅老松団地  
管理を行わせる施設  
倉敷市老松町三丁目二番  
県営住宅老松団地
- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十五  
1 県営住宅中庄団地  
管理を行わせる施設  
倉敷市中庄団地  
県営住宅中庄団地
- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十六  
1 県営住宅笹沖団地  
管理を行わせる施設  
倉敷市笹沖八番地  
県営住宅笹沖団地
- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十七  
1 県営住宅中洲団地  
管理を行わせる施設  
倉敷市安江五五〇番地の一  
県営住宅中洲団地
- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十八  
1 県営住宅菰池団地  
管理を行わせる施設  
倉敷市菰池二丁目三番  
県営住宅菰池団地

# 令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 十九 県営住宅中山団地  
1 管理を行わせる施設  
倉敷市児島小川一〇丁目  
県営住宅中山団地  
2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十 県営住宅長尾団地  
1 管理を行わせる施設  
倉敷市玉島爪崎五六五番地の一  
県営住宅長尾団地  
2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十一 県営住宅富田団地  
1 管理を行わせる施設  
倉敷市玉島八島一七九〇番地の二  
県営住宅富田団地  
2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十二 県営住宅柏島団地  
1 管理を行わせる施設  
倉敷市玉島柏島四三四八番地  
県営住宅柏島団地  
2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

二十三 県営住宅総社団地  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

1 管理を行わせる施設

総社市中央一丁目一九番

県営住宅総社団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十四 県営住宅総社泉団地

1 管理を行わせる施設

総社市泉五番地の三一

県営住宅総社泉団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十五 県営住宅津山団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇九番地

県営住宅津山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十六 県営住宅林田団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇八番地二

県営住宅林田団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

二十七 県営住宅河辺団地

1 管理を行わせる施設

津山市河辺七二三番地

県営住宅河辺団地

# 令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十八 県営住宅高野団地  
1 管理を行わせる施設  
津山市高野山西四二四番地  
県営住宅高野団地  
指定管理者となる団体
- 2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二十九 県営住宅佐良山団地  
1 管理を行わせる施設  
津山市一方二八五番地  
県営住宅佐良山団地  
指定管理者となる団体
- 2 東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 三十 県営住宅笠岡団地  
1 管理を行わせる施設  
笠岡市富岡一八二番地の一  
県営住宅笠岡団地  
指定管理者となる団体
- 2 笠岡市中央町一番地の一  
笠岡市  
笠岡市長 栗尾 典子
- 3 指定の期間  
令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三十一 県営住宅井原団地  
1 管理を行わせる施設  
井原市井原町一四〇二番地の二  
県営住宅井原団地  
指定管理者となる団体
- 2 井原市井原町三一一番地一  
井原市  
井原市長 大舌 勲
- 3 指定の期間

令和7年3月21日 岡山県公報 第12686号

三十二 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで  
県営住宅勝間田団地

1 管理を行わせる施設

勝田郡勝央町勝間田三二番地三

県営住宅勝間田団地

2 指定管理者となる団体

勝田郡勝央町勝間田二〇一番地

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三十三 県営住宅吉備高原団地

1 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町上野二四七〇番地四

県営住宅吉備高原団地

2 指定管理者となる団体

加賀郡吉備中央町豊野一番地二

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

3 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

〔九七〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病 ヨ ー ネ	家 畜 の 伝 染 病 の 種 類
乳 用 牛	家 畜 の 種 類
令 和 三 年 十 一 月 十 日	生 年 月 日
患 畜	患 畜 ・ 疑 似 患 畜 の 区 分
一 頭	発 生 頭 数
笠 岡 市	発 生 場 所
令 和 七 年 三 月 十 三 日	発 生 年 月 日



〔九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町峠 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年二月二十八日	終了年月日

〔九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	新見市神郷下神代 地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
終了年月日	令和七年二月二十六日

〔一〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
一級河川高梁川水系高梁川（指定区間外）及び小田川（指定区間外）	公共測量（航空レーザ測量、航空レーザ測深、車載写真レーザ測量、数値地形図データ修正及び写真地図作成）	令和七年三月十四日

〔一〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字西角三五六六番四、三五六八番三、三五六九番一、三五六九番二、三五六九番三、三五六九番四、三五六九番五、三五七三番一、三五七三番二、三五七三番三、三五七三番四、三五七三番五、三五七三番六、三五七五番三、三五七六番一、字北浦三五七七番二、三五七八番一、三五七九番一、三五七九番四、三五七九番五、三五七九番六、三五七九番七、三五七九番八、三五九三番一、三五九五番、三五九六番三、三五九六番五、三五九七番二、三五九九番四、三五九九番五、三五九九番八、三六〇一番、三六〇二番三、三六〇二番四、字小南三五七〇番五、三五七〇番六、三五七〇番七、三六一〇番二、三六一六番八、三六一六番九、字西角三五六八番一、地先から三五六六番四地先まで道、三五六九番三地先から三五七六番一地先まで水、字小南三六一〇番二地先から字西角三五七三番二地先まで道、字北浦三五九九番八地先から三六〇一番地先まで水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県広島市西区山田町五三九番地

双葉運輸株式会社

代表取締役 為廣 尚武

広島県安芸郡海田町南明神町三番七五号

ワコー物流株式会社

代表取締役 為廣 尚武

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十五日岡山県指令建指第四二九号

〔一〇二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬九九番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区辛川市場四〇〇番地ホワイトリリー二〇五号

猪熊 大河

猪熊 麻衣

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月二十日岡山県指令建指第三四三号

〔一〇三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字西角三五六六番四、三五六八番三、三五六九番一、三五六九番二、三五六九番三、三五六九番四、三五六九番五、三五七三番一、三五七三番二、三五七三番三、三五七三番四、三五七三番五、三五七三番六、三五七五番三、三五七六番一、字北浦三五七七番二、三五七八番一、三五七九番一、三五七九番四、三五七九番五、三五七九番六、三五七九番七、三五七九番八、三五九三番一、三五九五番、三五九六番三、三五九六番五、三五九七番二、三五九九番四、三五九九番五、三五九九番八、三六〇一番、三六〇二番三、三六〇二番四、字小南三五七〇番五、三五七〇番六、三五七〇番七、三六一〇番二、三六一六番八、三六一六番九、字西角三五六八番一、地先から三五六六番四地先まで道、三五六九番三地先から三五七六番一地先まで水、字小南三六一〇番二地先から字西角三五七三番二地先まで道、字北浦三五九九番八地先から三六〇一番地先まで水

二 公共施設の種類

道路、水路、緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県広島市西区山田町五三九番地

双葉運輸株式会社

代表取締役 為廣 尚武

広島県安芸郡海田町南明神町三番七五号

ワコー物流株式会社

代表取締役 為廣 尚武

五 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十五日岡山県指令建指第四二九号

◎岡山県議会規則第一号

岡山県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県議会議長 久 徳 大 輔

岡山県議会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会議規則（昭和五十一年岡山県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「、看護」を加える。

第二百五条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県議会規則第二号

岡山県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県議会議長 久 徳 大 輔

岡山県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岡山県議会傍聴規則（昭和五十九年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号を次のように改める。

- 一 凶器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - 二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
  - 三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
  - 四 酒気を帯びていると認められる者
  - 五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者
- 第九条第二項中「から第五号までに規定する物品」を「から第三号までに規定する物」に改める。

第十条を次のように改める。

（傍聴人の守るべき事項）

第十条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること。
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- 三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会委員会モニターテレビ視聴要綱（平成十二年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県議会議長 久 徳 大 輔

第八条第一項各号を次のように改める。

- 一 凶器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - 二 ビラ、幕、たすきその他の威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
  - 三 前二号に規定する物のほか、他の視聴者の視聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
  - 四 酒気を帯びていると認められる者
  - 五 その他他の視聴者の視聴を妨害することが明らかであると認められる者
- 第八条第二項中「から第五号までに掲げる物品」を「から第三号までに規定する物」に改める。

第九条を次のように改める。

（視聴者の守るべき事項）

第九条 視聴者は、視聴室にいるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること。
  - 二 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
  - 三 飲食又は喫煙をしないこと。
  - 四 その他他の視聴者の視聴を妨害するような行為をしないこと。
- 第十条ただし書中「ただし、」の下に「県政記者クラブに所属する」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年三月二十一日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。  
第三号の表岡山空港警備派出所の項を次のように改める。

出所	岡山空港警備派	岡山市北区日応寺二二七七
----	---------	--------------

第三号の表牟佐駐在所の項中「牟佐一〇一一」を「牟佐一〇〇〇番地七」に改め、同表吉宗駐在所の項中「（岡山空港内を除く）」を削る。  
第十九号の表北房交番の項中「北房交番」を「北房駐在所」に、「上水田五一八三の八」を「下皆部二五五番地一三」に改める。

附則

この規則は令和七年四月一日から施行する。ただし、第三号の表岡山空港警備派出所の項及び吉宗駐在所の項の改正規定は、公布の日から施行する。